

(3) 見附市障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまちづくり条例の制定について

1) パブリックコメントを受けての修正点… 資料 7-3 参照

2) 第 19 条 (協議会の設置) を追加

- ・障害者差別解消法の第 17 条 (障害者差別解消支援地域協議会) 第 1 項  
→地域において障がい者差別解消に取り組む協議会 (障害者差別解消支援地域協議会) を組織することができる
- ・見附市障害者自立支援協議会では、H29 年 2 月に設置要綱の一部を改正し、本協議会が差別解消支援地域協議会を兼ねるものとした。
- ・条例第 19 条は、協議会の位置づけを改めて明記するもの。

3) 条例の独自性について

① 条例の名称に差別解消と共生社会の両方を盛り込んだ

障害者差別解消法を基にする条例ではあるが、障がいのある人に対する偏見・差別の解消だけを目的にしているわけではなく、その先の共生社会の実現を目指す条例であることから、条例の理念を伝えるものとして、差別解消と共生社会の両方盛り込んだ、市独自の名称とした。

② 「合理的配慮」に関する市民の役割や、配慮への気づきについて規定

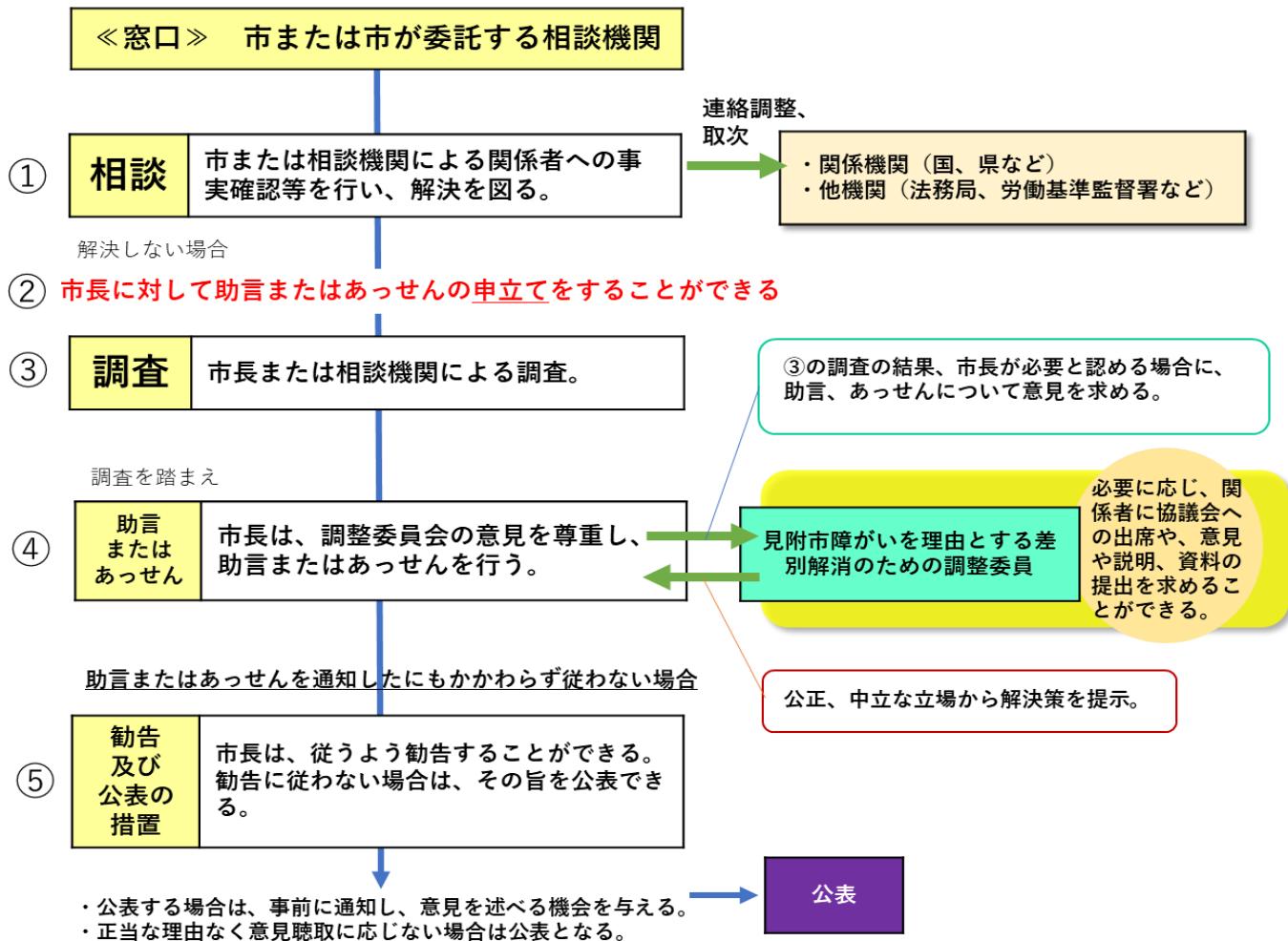
障害者差別解消法では、自治体や事業者に合理的配慮の提供を義務付けているが、見附市では一步踏み込み、第 8 条 (合理的配慮の提供) の第 3 項にて、市民に対して「合理的な配慮を行うよう努めなければならない」として、市民の合理的配慮への理解と協力を呼び掛ける条文を追加している。

また、法では、社会的障壁 (バリア) に対して、障がいのある人から除去の意思表示があった場合に合理的な配慮を行うこととしているが、条例では除去を必要としていることを認識できた場合にも合理的配慮を行うこととしている。

③ 障がいのある人への差別の相談窓口や、解決に向けた手順等を明確化

障害者差別解消法では、障害を理由とする差別の解決について、必要な体制の整備を図ると示されているが、それを踏まえ、条例では、相談窓口や解決に向けた手順等を明確化にし、これまで以上に相談しやすい体制づくりに取組むこととしている。

## 助言又はあっせんのフローチャート



## «参考資料» \* \* \* \* \*

### 障害者差別解消法 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

#### ・第 17 条（障害者差別解消支援地域協議会）第 1 項

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

### 障害者総合支援法 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

#### ・第 89 条（協議会）の 3

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。